

小松島市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙のとおり公表する。

令和4年5月25日

小松島市監査委員 工藤 誠介
小松島市監査委員 前川 英貴

決 定 書

第1 請求人

(略)

第2 請求の受理

本件措置請求書は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の要件を具備しているものと認め、令和4年3月31日付けでこれを受理した。

第3 請求の要旨（措置請求書の原文のとおり）

(1) 対象となる財務会計上の事実

中山俊雄市長の財務会計上の行為

- 令和3年9月1日（小松島市指令第11号）令和3年度小松島港まつり運営事業に補助金400万円交付決定
- 令和3年9月29日 上記補助金400万円交付

(2) その行為が違法又は不当である理由

コロナ禍前の小松島港まつり（令和元年度以前）は、通例7月の海の日（祝日第3月曜日）までの三連休の初日土曜日が阿波踊り大会、日曜日が花火大会（場所・本港地区）、というスケジュールであった。花火大会の時間帯は、概ね午後8時前頃から午後9時頃であった。

港まつりの運営については、「小松島港まつり運営委員会」が行ってきた（商工会議所、小松島市商工観光課が事務局で、商工会議所会頭、小松島市長、小松島市副市長、政策監、各部長、市議会議員、警察、自衛隊、消防関係者、港湾関係者等のメンバーで構成するいわゆる実行委員会。以下、「運営委員会」という）。こういった運営委員会形式をとってきたのは、小松島市内の商店主、事業関係者等から寄附を募るためと機動的な支出による港まつり運営をスムーズに行うためであったが、実態としては、小松島市商工観光課が主体であった。

中山市長就任以降（令和2年6月）、新型コロナウイルス蔓延により、令和2年度港まつりは、7月の通常の花火大会が中止となった。令和3年度においても、港まつりは、前述した従前のスタイルで行うことが予定さ

れて、令和3年度一般会計当初予算として港まつり補助金600万円が可決された（令和3年3月定例会議）。港まつり補助金は、あくまでも従前のスタイル（7月海の日前日及び前々日実施）を前提していたものの、新型コロナウイルス蔓延のため、令和3年度港まつり7月の通常花火大会も令和2年度に引き続き中止となった。

しかし、令和3年度限りとして、令和3年11月6日に極めてイレギュラーな「非公表無観客花火大会」（以下「本件花火大会」という。）が実施された。本件花火大会は、令和3年11月6日午後7時から約20分間、金磯岸壁（通称1万トン岸壁）において大玉花火が打ち上げられた。本件花火大会は、令和3年10月5日発行の「広報こまつしま」10月号15頁において令和3年11月6日に実施することのみが市民に告知され、場所及び打ち上げ時間帯は非公表だった。その内容は、コロナ禍の中で、集客した花火大会は実施できないとの判断のもと、「おうちで花火」とのキャッチコピーでCATV・YouTube等で見たいとのことだった。

普通地方公共団体は、「公益上必要がある場合に補助することができる」（地方自治法第232条の2）、小松島市ではこの地方自治法の規定を受けて補助金等の交付手続として「小松島市補助金等の交付に関する規則」（以下「交付規則」という。）を定めている。交付規則による補助金交付手続としては、本件の場合、令和3年8月27日付で運営委員会から補助金交付申請があり、同年9月1日に補助金交付決定が市長からなされた。同年9月8日に運営委員会から補助金請求があり、同年9月29日には小松島市から運営委員会に補助金400万円が交付されている。形式的手続の流れは前述のとおりである。

以下、本件補助に「公益上必要がある」か、「公益性」があるのかを検証する。

第1に、港まつり花火大会事業補助（令和3年度一般会計当初予算）は、花火大会を7月に実施する想定（実施日、実施時間帯、実施場所を周知して集客すること）での予算議決であったことから、議決の目的に反する補助金交付である。本件花火大会の時間、打ち上げ場所を周知せず、集客しない設定、また11月という花火にはふさわしくない時期の本件花火大会の実施は、市民にとって必要性の乏しい事業である。また、7月の花火大会と比較して、本件花火大会の場合は、住民福祉の増進と最小経費での最大効果が求められる経費の使い方（地方自治法第2条第14項）という観点からみて、市民福祉の向上は認められず、合わせて公益上の必要性、公

益性もなかったといえる。

第2に、中山市長の弟ほか親族が役員である建設会社（中山建設(株)・中山直治社長）が市内にあり、小松島市中田町と徳島市大原町にまたがる「小松島リゾート」（宿泊施設・レストラン、小松島市中田町字東山 95-3 所在。以下「本件リゾート施設」という）を運営している。本件花火大会は、市民に打ち上げ場所、時間帯が非公表であったにもかかわらず、本件リゾート施設では、前述「広報こまつしま」10月号による告知に先だつ令和3年10月4日から自社ホームページで広告（レストランで11月6日限定ディナーショー募集・宿泊も募集）を行っている。募集広告には「圧巻の四国初スターメイン登場・600発」などと詳細な告知がされており、一般には知らされていない情報である。時間帯が市民に非公表だったのに19時からの花火大会とあり、現に、この時間帯に花火は、これまでの打ち上げ場所である本港地区からの花火打ち上げではなく、初めて金磯岸壁から打ち上げられた。本件リゾート施設は、小松島市と徳島市との市境付近の海岸沿い高台に立地し、金磯岸壁を一望できる。本件リゾート施設から花火打ち上げ場所の眺望は抜群である。本件リゾート施設においては、夏の港まつり本港地区からの花火打ち上げより、金磯岸壁からの花火がよく見える。リゾート施設には、格好のロケーションである。

思うに、この花火大会をなぜ実施したのか。なぜ金磯岸壁なのか。なぜ非公表だったのか。なぜ本件リゾート施設だけが知っていたのか。それは市長の弟ほか親族が経営する本件リゾート施設のために便宜を図るべく、市長が港まつり運営委員会を通じて行ったものと解される。親族企業のために、市長権限を逸脱濫用して、リゾート施設に格好の打ち上げ場所を設定し、季節外れの時期に実施し、リゾート施設のディナーショーに適切な時間帯に実施されたものである。本件花火大会を実施したのは、中山市長がこの会社の花火見物ディナーショーや宿泊プランに資するように私的利益（親族企業の利益）を追求したところにあると考えられる。到底、公益性の認められない行為であり、市長の裁量権の逸脱濫用であり、小松島市の公務員倫理に関する条例（平成19年3月29日条例第7条）第3条第2項に違反する「私的な目的のための行為」である。

運営委員会への補助金交付は、このような市長の私的な隠れた目的のための本件花火大会を実施するためのものであり、事業実施のための当初の小松島港まつり補助金の目的、趣旨を逸脱濫用したものである。地方自治法第232条の2の「公益上の必要性」及び交付規則第3条の「公益性」は認められないのである。

結論として、本件花火大会は、市長の裁量権を逸脱し若しくは濫用した不必要な事業であり、このための運営委員会への補助金交付は、全体として市民福祉の向上を図ることのできない会計上の補助である。本件の補助金交付は「公益上必要」及び「公益性」のないものであり、違法である。

(3) その結果、小松島市に生じている損害

令和3年11月6日の花火大会は親族企業に便宜を図る私的事業であり、公益性がなく市民福祉の向上も認められない不要な行事であることから、400万円の補助金交付は、違法な財務会計上の行為である。その結果、小松島市には400万円の損害が発生している。

(4) 請求する措置の内容

よって、監査委員は、市長に対し、損害賠償として上記金員400万円を小松島市に損害賠償として支払うよう勧告することを求める。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、監査の対象事項は「令和3年度小松島港まつり運営事業に対し、補助金400万円の交付決定及び交付が違法又は不当な公金の支出に該当するか否か」とした。

2 監査対象部局

産業振興部商工観光課を監査対象部局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、請求人の申し出により、陳述は実施されなかった。また、令和4年4月12日に、請求人から追加の証拠の提出があったので、同日、受理した。

4 関係人の証拠の提出及び陳述

関係人より、令和4年4月27日に、本件請求に対する弁明書及び証拠の提出を受けた。また、令和4年5月10日に商工観光課の関係職員から陳述を聴取し、同日、関係書類を調査した。

第5 監査の結果

1 主文

本件措置請求について、監査委員は合議により、請求に理由がないものとして棄却することに決定した。

以下、その理由について述べる。

2 事実関係の確認

本件措置請求に関し、次に掲げる事実を確認した。

(1) 本件補助金の概要

本件補助金は、令和3年3月定例会議で議決された令和3年度一般会計予算において、金額600万円を予算措置しており、小松島市補助金等の交付に関する規則（小松島市昭和37年規則第9号。以下「交付規則」という。）に基づき、補助金400万円を交付している。

(2) 財務会計処理の概要

ア 令和3年8月27日付けで小松島港まつり運営委員会（以下「運営委員会」という。）から金額400万円の補助金交付の申請があり、市は、同年9月1日に同額の補助金交付指令書を発出した。また、同年9月8日に運営委員会からの補助金請求を受けて、同年9月29日に金額400万円として補助金が交付された。

イ 令和4年3月22日付けで運営委員会は、市に対し、令和3年度小松島港まつり補助金に係る事業完了報告書を提出した。花火大会については、令和3年11月6日午後7時より徳島小松島港金磯岸壁において実施されたこと、並びに、市の公式チャンネルにて YouTube の生配信が行われたことなどが報告された。また、令和3年度小松島港まつり予算の執行状況について、花火大会費371万5千円その他、警備費44万3千9百円など総額426万5千143円の支出の報告があった。

(3) 運営委員会について

運営委員会は、設置要綱において、会議は、「会長が招集し、議長となり、港まつり行事等の計画、予算、決算及び、その他重要な事項を審議決定する。」と定められている。

令和3年度第1回運営委員会（令和3年5月書面開催）では、令和3

年7月10日と11日に予定されていた令和3年度小松島港まつりを中止とし、「新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、新たなスタイルでの港まつりが開催できないか検討を進めていく」ことを決定した。また、続く第2回運営委員会（令和3年8月16日開催）においては、「新たなスタイルで花火大会を実施」すること、並びに花火大会の日程（令和3年11月6日）は公表するが無観客とし、花火の打ち上げ時間、打ち上げ場所を非公表とすることについて、議決権を有する運営委員21名（欠席者2名を除く）全員に異議がなく、これを決定した。

3 監査委員の判断

法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。以下、本件補助金の交付決定及び交付について、公益上の必要性の観点から、各項目について述べる。

（1）事業の目的の公益性について

花火大会は、従前とは別の方法により実施されたが、警備箇所にも多くの観客が見受けられたとする、運営委員会からの報告もあわせると、花火大会の実施が、市が主張する「本件補助事業は、観光交流によるにぎわい創出の一環として実施している」事業の公益な目的を逸脱しているとはいえない。また、新型コロナウイルスの感染防止対策を図るため、花火大会が11月に開催されたことや無観客等の方法で実施されたこと、市公式YouTubeチャンネルでライブ配信を行ったことは、事業の目的の公益性に沿った判断といえる。

以上のことから、事業の目的の公益性はあるものと考えられ、請求人が主張する「親族企業に便宜を図る私的事業であり、公益性がなく市民福祉の向上も認められない不要な行事である」は、認められない。

（2）手続きの正当性について

本件補助金は、令和3年度小松島市予算説明において、令和3年度小松島港まつり補助金として金額600万円が明示されており、また、その予算額は議会において審議の上、議決事項に基づき議決されている。一方、市は、当初の予算額600万円に対して、金額400万円として補助金の交付決定及び交付を行っている。これは、運営委員会が、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮し、予定していた港まつりを中止し、花火大会等のイベントの規模を縮小したことから、補助金400万円を、市に対

し交付申請したことによるものである。

したがって、本件補助金は、議決手続きを経た予算措置がされており、その予算の範囲内で交付されていることから、手続きに正当性があったと考えられる。

なお、請求人は「花火大会を7月に実施する想定（実施日、実施時間帯、実施場所を周知して集客すること）での予算議決であったことから、議決の目的に反する補助金交付である」と主張している。これについては、前述のとおり、本件補助金の予算は審議を経て議決されており、また、新型コロナウイルスの感染状況が港まつりの開催に影響を及ぼしたことを考えると、本件補助金の交付が、予算執行の裁量権を逸脱しているとはいえず、請求人の主張は認められないと判断した。

(3) 事業の公正性について

運営委員会の設置要綱には、「議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」と定められている。

小松島港まつりの中止を踏まえ、運営委員会は、この要綱に基づき、花火大会を令和3年11月6日に無観客で実施し、打ち上げ時間、打ち上げ場所については非公表とすることを会議に諮り、議決権を有する運営委員21名（欠席者2名を除く）全員が異議なしとした結果により、これを決定した。以上の理由から、花火大会の実施が「市長の弟ほか親族が経営する本件リゾート施設のために便宜を図るべく、市長が港まつり運営委員会を通じて行ったもの」との請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、花火大会の実施が、広報による市民への周知の前に、市長の親族が経営するリゾート施設のホームページに掲載されたこと、またその内容が、非公表の花火の種類や打ち上げ時間についても記載されていることを証し、「なぜ本件リゾート施設だけが知っていたのか」と主張している。これについては、花火大会を実施するにあたり、運営委員会の委員をはじめ、花火打ち上げにかかる関係人等、大勢の人が花火大会について関与し、情報を知り得た状況にあったと推察され、市長をはじめ、市の特定の者によって、市長の親族が経営する施設だけが知り得た情報であると断定することはできない。

なお、例年7月に本港地区で実施されていた花火大会が、11月の開催に変更され、金磯岸壁で打ち上げられたことについては、コロナ禍において市民が自宅で花火を観賞できるよう動画配信の環境が整えられていたこと、また、岸壁のある金磯地区が市の中心に近い場所に位置し、市の全域

から花火が見えやすいことを踏まえての運営委員会の決定であったことを考えると、事業の公正性を欠くものではないと判断した。

(4) 結論

以上のことから、本件財務会計行為に関し、市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえず、また、違法又は不当な公金の支出であると認められなかった。

よって、本件措置請求は理由がないものとして、主文のとおり棄却する。

第6 意見

監査の結果は、記述のとおりであるが、次のとおり意見を述べることとする。

市の観光事業として、小松島港まつりは市民の関心も高い。今後においても市民に誤解や疑念を招くことのないよう、適正な業務執行に努められたい。

令和4年5月25日

小松島市監査委員 工藤 誠介

小松島市監査委員 前川 英貴